

留 監 第 1 1 8 号

令和元年8月22日

留萌市長 中西俊司様

留萌市監査委員 益田克己

留萌市監査委員 村上均

平成30年度健全化判断比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成30年度健全化判断比率を審査したので、別紙のとおりその意見を提出します。

平成30年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

平成30年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和元年8月9日から令和元年8月22日

3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ %	13.89 %	20.0 %
連結実質赤字比率	－ %	18.89 %	30.0 %
実質公債費比率	14.0 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	78.4 %	350.0 %	－ %

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料 1）からもわかるとおり、一般会計実質収支額は 216,006 千円の黒字で、実質赤字比率は発生しないことから、特に指摘すべき事項は無い。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は一般会計、特別会計の実質収支額、企業会計の資金不足・余剰金の合計を標準財政規模で除した率であり、個別に示すと次のとおりである。

会 計 名	平成30年度 実質収支額	比率	平成29年度 実質収支額	比率
一般会計	216,006 千円	2.88 %	218,554 千円	2.90 %
国民健康保険事業特別会計	31,714 千円	0.42 %	75,210 千円	1.00 %
後期高齢者医療事業特別会計	1,196 千円	0.02 %	868 千円	0.01 %
介護保険事業特別会計	53,552 千円	0.71 %	14,276 千円	0.19 %
会 計 名	平成30年度 資金不足・余剰金	比率	平成29年度 資金不足・余剰金	比率
下水道事業特別会計 (解消可能資金不足額控除後の額)	0 千円	0.00 %	0 千円	0.00 %
実質収支額	0 千円	0.00 %	0 千円	0.00 %
港湾事業特別会計	0 千円	0.00 %	0 千円	0.00 %
病院事業会計	△ 352,311 千円	△ 4.70 %	△ 419,462 千円	△ 5.56 %
水道事業会計	283,813 千円	3.79 %	292,487 千円	3.88 %
合 計	233,970 千円	3.12 %	181,933 千円	2.41 %
標準財政規模 (うち臨財債発行可能額)	7,490,569 千円 (331,751 千円)		7,548,033 千円 (345,742 千円)	

※連結実質赤字比率はプラス数値となった場合、比率は発生しないものとなる。

平成 30 年度決算における留萌市の赤字会計は、病院事業会計である。

病院事業会計については、経営改善に向け、新留萌市立病院改革プランの実行が図られてきたところであるが、今年度については、政策医療の提供や医師不足による収支悪化を補うための特別支援もあり、単年度での運転資金

は67,151千円の増加となり、この結果、資金不足は352,311千円となったところである。全体として、連結実質赤字比率は引き続き発生しないが、病院事業会計については、留萌二次医療圏の人口動態や医師確保等の経営環境という面から、今後も資金不足の状態が続くと思われる。

病院事業の経営努力、一般会計の負担にも既に限度がきている状況と思われる、この地域の医療を地域センター病院を中心に担っていくことを考えれば、医療圏全体の共通課題として位置付ける必要があると思われる。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は実質的な公債費の財政負担状況を表すもので、3カ年の平均比率を出すものである。

3カ年の各単年度実質公債費比率は

平成30年度 14.29876%

平成29年度 14.48297%

平成28年度 13.45945%

となっており、3カ年平均の実質公債費比率は14.0%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。さらに、18%を下回っていることから、今年度においても地方債許可団体の要件には該当していない。

今後もより一層適正な管理に努めていただきたい。

④ 将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は78.4%で、早期健全化基準の350.0%を下回っており、特に指摘すべき事項は無い。